

工事用資材書類作成マニュアル

令和5年4月

秦野市 総務部契約検査課

工事用資材書類作成マニュアルの適用

1. 適用範囲

秦野市の発注する工事

2. 概要

書類名	マニュアル作成前	工事用資材関係書類 作成マニュアル	備 考
材料承認願 (様式なし)	使用するすべての材料について納入仕様書等の添付資料を揃えて提出（正副2部）	—————	廃止
材料確認願 (様式 材1)	—————	JIS、JAS、JWWA、JSWAS マーク材料及び「水道工事使用材料仕様書」並びに「給水装置等工事設計施工基準」の材料は添付資料を原則提出不要	新規
使用材料承諾願 (様式 材2)	—————	上記以外の材料及び「設計図書で検査を行うこととしている材料」に該当しない材料は品質証明資料を添付して提出（正副2部）	新規
工事用材料検査申請書 第5号様式（8項1号関係）	材料承認願で承認された材料について立会検査を申請	使用材料承諾願で承認された材料について立会検査を申請	継続

(1) 工事で使用する材料について

○秦野市工事契約約款「第14条（工事材料の品質及び検査等）」より

工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

○土木工事共通仕様書「第2章 材料 第1節 適用」より

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

○土木工事共通仕様書「第3節 工事材料の品質 1 一般事項」より

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があつた場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

○水道工事標準仕様書「第2章 材料 第1節 適用」より

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を示した場合を除き、この標準仕様書によるものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に示していない仮設材料については除くものとする。また、この標準仕様書に規定されていない材料については、JISに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

○水道工事標準仕様書「第3節 工事材料の品質 1 一般事項」より

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を自らの責任において整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

なお、JIS・JWWA規格品のうちJIS・JWWAマーク表示が認証され、JIS・JWWAマーク表示がされている材料・製品等については、JIS・JWWAマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

○下水道資機材において、認定工場製品（JSWAS）も同様に扱うこととする。

JSWAS マーク表示がされている材料・製品等については、JSWAS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

○公共建築工事標準仕様書（各編）「1章 4節 材料 1.4.2 材料の品質等」（一部抜粋）

(2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

このことに基づき、工事で使用する材料を次の通り分類し、受注者はそれぞれの材料に応じ、手続きを行うこととする（表2-1 材料関係書類の流れ 参照）。

- ① JIS・JAS・JWWA・JSWAS マークが表示されている材料及び「水道工事使用材料仕様書」並びに「給水装置等工事設計施工基準」に記載のある材料に記載のある材料
- ② 設計図書により検査を行うこととしている材料
- ③ その他の材料

表2-1 材料関係書類の流れ

材料	事前申請様式	添付資料	使用前の確認	例
① JIS、JAS、 JWWA、 JSWAS マーク 材料及び「水道 工事使用材料仕 様書」並びに 「給水装置等工 事設計施工基 準」の材料	材料確認願 (様式 材-1)	不要 (市監督員が請 求としたとき は、品質証明 資料等を提示)	JIS、JAS、 JWWA、 JSWAS マーク の表示状態の臨場 確認 (注1) 「秦野市上下水道 局指定材料一覧」 及び「給水装置等 工事設計施工基 準」に該当する材 料か臨場確認 (注1)	コンクリート二次製品 管材料 給水材料 弁栓類
② 設計図書により 検査を行うこと としている材料	工事用材料検 査申請書 (第5号様式)	製作要領書 品質規格証明書 試験成績表等	品質及び数量検査	設計図書に検査 を行うことを指 定された材料及 び受発注者間で 協議し決定した もの
③ その他の材料	使用材料承諾願 (様式 材-2)	品質証明資料等	決裁後副本を返却	一般土木材料 (JIS 表示品以外)
	工事用材料検 査申請書 (第5号様式)	不要	承諾した材料か確認 品質及び数量検査 (注1)	

(注1) ただし、臨場確認できない場合は、それに代わる書類で机上確認をうけること。

(2) 材料関係書類の運用について

① JIS・JAS・JWWA・JSWAS マークが表示されている材料及び「水道工事使用材料仕様書」並びに「給水装置等工事設計施工基準」に記載のある材料

ア 対象材料

(ア) 日本産業規格 (JIS)、日本農林規格 (JAS)、日本水道協会規格 (JWWA) 及び日本下水道協会認定工場製品 (JSWAS) に基づく検査に合格し JIS マーク、JAS マーク、JWWA マーク、JSWAS マーク (以下、「マーク」という) が表示された材料

- (イ)「水道工事使用材料仕様書」の「秦野市上下水道局指定材料一覧」に記載のある材料
- (ウ)「給水装置等工事設計施工基準」2 構造及び材質 2・1・1 給水装置の構造及び材質に記載のある材料

イ 使用様式

受注者は、材料を使用する前に、使用予定である材料の材料名及び品質規格を「材料確認願」に記載し、監督員へ提出する。

ウ 監督員による確認

- (ア) JIS・JAS・JWWA・JSWAS マークが表示されている材料

監督員は臨場により、材料に表示されているマークの表示状態を確認するとともに、材料の外観、形状の確認を行う。確認後、「材料確認願」には確認した日付等を記入、署名（押印）して保管する。

受注者は、特別な理由で監督員の臨場によるマーク表示状態の確認ができない場合、臨場確認に替わる資料の提示により、監督員による机上確認を受けることができる。ここでいう、臨場確認に替わる資料とは、納入された材料が確認できる全景及び品目毎のマーク表示状態が確認できる写真等とする。

- (イ)「水道工事使用材料仕様書」及び「給水装置等工事設計施工基準」に記載のある材料

監督員は、臨場等の際において「水道工事使用材料仕様書」及び「給水装置等工事設計施工基準」に記載のある材料について、納入伝票等により製造業者を確認するとともに、材料の外観、形状の確認を行う。確認後、「材料確認願」には確認した日付等を記入、署名（押印）して保管する。

受注者は、特別な理由で監督員の臨場による材料の製造者確認ができない場合、臨場確認に替わる資料の提示により、監督員による机上確認を受けることができる。ここでいう、臨場確認に替わる資料とは、納入された材料が確認できる全景及び品目毎の納入伝票等が確認できる写真等、又は納入伝票の提示とする。

- (ウ) 留意点

確認は、規格及び形式毎（形状、管種、口径）に1回以上行うこととし、搬入毎、又は使用前にまとめて行っても良い。

エ 品質証明書等の省略

材料に関する品質証明書等の提出は省略できる。

ただし、受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する品質規格証明書を自らの責任において整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに提示できるよう準備しておく必要がある。

② 設計図書により検査を行うこととしている材料

ア 対象材料

設計図書により指定している材料や、受発注者間での協議により決定された材料

イ 使用様式

受注者は、検査を受ける前に「工事用材料検査申請書」（第5号様式）に必要な資料（製作要領書、品質・規格証明書、試験成績表等）を添付し、監督員へ提出する。

ウ 監督員による検査の実施

監督員は、「秦野市工事等の監理監督及び検査規程に関する運用について」第8項に則り、品質検査及び数量検査を受注者の立会の下実施する。

また、監督員の検査の結果、必要な品質等が確保されていないと判断された材料は、7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

③ その他の材料

ア 対象材料

JIS・JAS・JWWA・JSWAS マークが表示されている材料、「水道工事使用材料仕様書」、「給水装置等工事設計施工基準」及び「設計図書により検査を行うこととしている材料」に記載のある材料に当該しない材料

イ 使用様式及び監督員による承諾

（ア）受注者は、材料を使用する前に、「使用材料承諾願」に必要な品質証明資料を添付し、監督員に提出（正副2部）して承諾を受けなければならない。

（イ）監督員は決裁後、副本を受注者に返却する。

（ウ）受注者は、承諾を受けた材料について、材料を使用する前に「工事用材料検査申請書」（第5号様式）を監督員に提出する。

ウ 監督員の検査の実施

監督員は、「秦野市工事等の監理監督及び検査規程に関する運用について」第8項に則り、品質検査及び数量検査を受注者の立会の下実施する。

また、監督員の検査の結果、必要な品質等が確保されていないと判断された材料は、7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

様式 材-1

(記入例)
材料確認願

令和 年 月 日

(あて先)
秦野市長

受注者(社名) 株式会社〇〇建設

現場代理人氏名 秦野 太郎

契約件名 令和〇年度市道□□号線道路改良工事

標記工事に使用する次の材料について、確認をお願いします。

材料名	品質規格	メーカー	確認欄			備考
			確認 年月日	確認 方法	確認	
上ぶた式 U形側溝・蓋	JIS A 5372	〇〇コンクリ ート工業(株)	RO.△.X	臨場	署名	
下水道用硬質塩化ビ ニル管ゴム輪受け口	JIS K 6741 JSWAS K-1	△△樹脂(株)	〃	〃	〃	
異形鉄筋 D13	JIS 3112	□□製鋼(株)	〃	〃	〃	

(記入例)
工 事 用 材 料 検 査 申 請 書

令和 年 月 日

(あて先)
秦野市長

受注者 住 所 秦野市桜町一丁目3番2号
株式会社〇〇建設
氏 名 代表取締役 秦野一郎

次のとおり工事用材料の検査を受けたいので、申請します。

- 1 契約件名 令和〇年度市道〇〇号線道路改良工事
- 2 施行場所 秦野市 桜町一丁目 地内
- 3 工事用材料の内訳

品 名	規 格	摘 要
コンクリート杭	A種 杭径φ300 杭長15m	

添付資料：品質・規格証明書、試験成績表

使用材料承諾願

令和 年 月 日

(あて先)
秦野市長

受注者(社名) 株式会社〇〇建設

現場代理人 秦野 太郎

工事名 令和〇年度市道□□号線道路改良工事

次の材料を使用したいので承諾をお願いします。

材 料 名	規 格	生産社名(会社名及び工場名又は産地)	承諾方法
レディミクストコンクリート	普通 18-8-20BB	株式会社〇〇建材	配合計画書
再生粒度調整砕石	RM-40	有限会社△△興業	試験結果報告書
再生アスファルト合材	密粒度 13	□□アスコン	認定書(写し)

注

- (1) 工事に使用する材料は、使用に先立ち品名、製造会社、規格証明書、品質試験成績表、その他品質を判定できる資料を監督員へ提出する。
- (2) 仮設材料は、主な材料名及び規格のみを記入する。
- (3) 材料に変更がある場合には、その都度提出する。

使用材料承諾願

令和 年 月 日

(あて先)
秦野市長

受注者(社名)

現場代理人

工事名

次の材料を使用したいので承諾をお願いします。

材 料 名	規 格	生産社名(会社名及び工場名又は産地)	承諾方法

注

- (1) 工事に使用する材料は、使用に先立ち品名、製造会社、規格証明書、品質試験成績表、その他品質を判定できる資料を監督員へ提出する。
- (2) 仮設材料は、主な材料名及び規格のみを記入する。
- (3) 材料に変更がある場合には、その都度提出する。